

県民の防災意識及び取組状況

兵庫県は、安全・安心な社会づくりに向けて、阪神・淡路大震災以降、総合的な防災や減災のための対策を推進していますが、大震災以降も、毎年各地で大きな被害が発生しています。

このため、今後の更なる防災・減災対策に役立てる目的で、県民の皆さんの災害に対する意見や地域における備えの現状について、昨年度に引き続き、県民モニターの皆さんのご意見をいただくことといたしましたので、ご協力をお願いします。

(1) 県民のリスク認識

Q 1 【住んでいる地域に対する災害リスクの意識】

あなたが住んでいる地域は、災害（地震、土砂災害、洪水等の自然災害）に対して安全だと思いますか。

安全

まあ安全

やや危険

危険

わからない

Q1-2 そのように思われる理由は何ですか。下欄に自由に記入ください。

Q 2 【県内の想定地震の認知状況】

あなたは、本県で大きな被害が想定される以下の地震名を聞いた事がありますか。聞いたことがあるものにチェックを入れてください。（複数回答可）

（参考資料 1：兵庫県に大きな影響が予想される地震 別ウィンドウで開きます）

有馬 - 高槻断層帯 から 六甲・淡路島断層帯地震

山崎断層帯地震

中央構造線断層帯地震

日本海沿岸地震

南海地震

Q 3【ハザードマップの認知状況】

あなたは、住んでいる地域の災害発生危険箇所を示したハザードマップをご覧になったことがありますか。

(参考資料2：兵庫県C Gハザードマップの例 別ウィンドウで開きます)

見て、実際に災害に備えて利用している。

見たことがあるが、あまり活用していない。

見たことはないが、言葉は知っている。

全く知らない。

Q 4【防災情報の入手方法】

あなたは、防災に関する情報をどちらから入手されていますか。(複数回答可)

*情報の例：気象情報(注意報、警報、台風情報等) 地震情報等

ひょうご防災ネット(<http://bosai.net/regist/>)

県、市町などの行政機関の広報誌やホームページ

新聞

テレビ、ラジオ

本、雑誌

友人、知人や家族

地域の人(自治会長等)

その他

Q 5【緊急地震速報の認知度】

あなたは、平成 19 年 10 月 1 日から一般向けに情報提供が開始された「緊急地震速報」をご存じですか。

内容も含め知っている。

ことばは見聞きしたことがあるが、意味はよく知らない。

知らない。

(2) 自助の課題への取組

Q 6【家庭での防災の話し合い】

あなたの家では、災害に備え、普段からどのようなことについて、家族で話し合いをしていますか。(複数回答可)

住んでいる地域の避難場所・避難経路の確認

災害時の家族との安否確認・連絡方法
非常用食料、持ち出し品等の保管場所、使用方法
その他、災害発生時の行動、災害への備え等
していない

Q 7 【住宅耐震化の状況と耐震化しない理由】

あなたの住宅は次のどれに該当しますか。

木造住宅（昭和56年以前に建築）《 問7-2 へ》

同 （昭和57年以降に建築）

鉄筋コンクリート・鉄骨造住宅

その他（不明を含む）

Q7-2 前問で「木造住宅(昭和56年以前に建築)」と回答された方にお伺いします。あなたは、耐震診断又は耐震補強をしましたか。

耐震診断又は耐震補強をしている。

現時点ではしていないが、できればしたいと思っている。

将来にわたってしない。

していない(しない)理由を記入ください。

Q 8 【家具転倒防止の状況と家具転倒防止措置をしない理由】

あなたの家では、家具等の固定（転倒防止）をしていますか。

家具等の固定をしている。

現時点ではしていないが、できればしたいと思っている。

将来にわたってしない。

していない(しない)理由を記入ください。

Q 9 【家庭での消火器の設置状況】

あなたの家では、消火器を設置していますか。

設置している。

以前設置していたが、現在は設置していない。
当初から設置していない。

Q10【住宅用火災警報器の設置状況】

住宅用火災警報器は平成 23 年 5 月 31 日までに設置することが義務づけられています。
あなたの家では、住宅用火災警報器を設置していますか。

(参考資料 3 : 住宅用火災警報器について 別ウィンドウで開きます)

設置している。

平成 23 年の設置義務化を知っているが、現在のところ設置していない。
設置しておらず、平成 23 年の設置義務化を知らなかった。

Q11【個人用備蓄状況と備蓄しない理由】

あなたの家では、災害に備えて、飲料水や食料品を備蓄していますか。

備蓄している。(下欄に家庭の備蓄日数を記入ください)

1 日分は、飲料水では一人 3 リットル、食料品では 3 食分を目安に、家族全員で
何日分備蓄があるかお答えください。

ア．飲料水	日分	イ．食料品	日分
-------	----	-------	----

現時点ではしていないが、できればしたいと思っている。

将来にわたってしない。

していない(しない)理由をご記入ください。

--

(3) 共助の課題への取組

Q12【防災訓練への参加状況等】

あなたは、この 1 年以内に地域の防災訓練に参加したことがありますか。

参加したことがある。《 問 13-2 へ》

参加したことはないが、機会があれば参加したい。

今後も参加するつもりはない。

参加したことがない(しない)理由を記入ください。

--

Q12-2 前問で「参加したことがある」と回答された方にお伺いします。参加された防災訓練で、一緒に参加してもらいたい部署等は、以下のどれですか。（複数回答可）

市町の防災担当

消防

警察

学校

民生委員・児童委員

事業所

その他（下欄に具体的にご記入ください）

--

（４）防災力強化県民運動

Q13【県民運動の認知状況】

平成19年度から、家庭や地域等を対象に「防災力強化県民運動」の取り組みを呼びかけています。

あなたは、このことを知っていますか。

内容も含め、知っている。

ことばは見聞きしたことがあるが、内容は知らない。

知らない。

Q14【県民運動を实践するうえで必要な人的支援】

あなたや地域の皆さんが、防災力を高める取組を实践するうえで、どのような方からアドバイスや協力を受けたいですか。（複数回答可）

大学教授、研究者等の防災専門家（災害・防災に関する知見や研究成果の講義等）

県・市町の防災・消防担当職員（防災訓練、初期消火法の指導等）

建築士等の専門技術者（建物耐震化、家具固定の指導等）

救急法指導員等の専門資格者（心肺蘇生、負傷者応急措置の指導等）

他の自主防災組織・自治会関係者等（地域の先取組事例の紹介等）

その他の者（下欄に具体的にご記入ください）

--

Q15 平成21年1月に、地域の防災リーダーが県民の会合(自治会の防災訓練や学校行事等)へ防災に関する出前講座を行う「ひょうご防災特別推進員制度」(下記参照)を創設しますが、派遣を要請したいと思いますか。

ひょうご防災特別推進員制度

地域や学校、家庭における防災対策の実践活動を促進し、地域防災力の向上を図るため、防災対策に関する講義又は助言を行う者を登録し、派遣する制度。

〔主な講義内容〕

家具等の転倒防止、住宅の耐震化、住宅用火災警報器の設置、県住宅再建共済制度への加入、実践的な防災訓練の実施、阪神・淡路大震災の教訓の発信

思う。

会合の種類

思わない。

理由

Q15-2 前問で「思う」と回答された方にお伺いします。受けた講義内容は、以下のどれですか(複数回答可)

家具の転倒防止

住宅の耐震化

住宅用火災警報器の設置

県住宅再建共済制度

実践的な防災訓練の実施

阪神・淡路大震災の経験・教訓

その他(下欄に具体的にご記入ください)

Q16 県民の自主的な防災活動を経費面で支援する「ひょうご安全の日推進事業助成制度」(下記参照)を知っていますか。

ひょうご安全の日推進事業助成制度

県民、民間団体等が主体的に企画する防災・減災に関する事業に対して、経費面での支援を行う制度。なお、平成21年度は「震災15周年記念事業」として、各種団体が企画する事業への支援を拡充し推進している。

内容も含め、知っている。

ことばは見聞きしたことがあるが、内容は知らない。

知らない。

Q16-2 今後、活用したいと思いますか。

活用した。

活用したことはないが、今後したい。

将来にわたって活用しない。

活用したことがない(しない)理由をご記入ください。

--

Q17 その他 防災全般に関するご意見、ご提案等があれば、自由に記入ください。

--

[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [広報広聴](#) > [広報活動](#) > 参考資料1:兵庫県に大きな影響が予想される地震

広報広聴

広報活動

更新日:2009年3月4日

参考資料1:兵庫県に大きな影響が予想される地震

1 日本は地震の多発国

日本列島は、太平洋プレート、ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレートの4枚のプレートの境目の上に位置しています。4枚のプレートがひしめきあう日本で地震の発生率が高いのは、いわば必然的なことなのです。

日本列島が乗っているユーラシアプレートと北米プレートの下に、フィリピン海プレートと太平洋プレートが年に数cmづつ潜り込んでいきその境目にひずみをためこむため、太平洋側で巨大海洋型地震が多く発生します。また、内陸型地震を引き起こす断層のうち過去200万年の間に動き、将来も活動する可能性があるものは活断層と呼ばれ、全国に約2,000あるとも言われています。

2 兵庫県の場合

兵庫県内に大きな影響が予想され、発生の可能性を秘めている地震は次の5つです。

南海地震

紀伊水道沖を震源とする南海地震は、21世紀前半に発生する可能性が高く、被害は広範囲に及ぶものと予想されます。

有馬-高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震

阪神・淡路大震災を引き起こした野島断層を含む六甲・淡路島断層帯では、今回の地震で動かなかった断層が有馬-高槻断層帯と連動して地震を起こす可能性があります。この場合、阪神・淡路大震災と最も似た条件で、阪神間北部を中心に都市型の大災害となる恐れがあります。

山崎断層帯地震

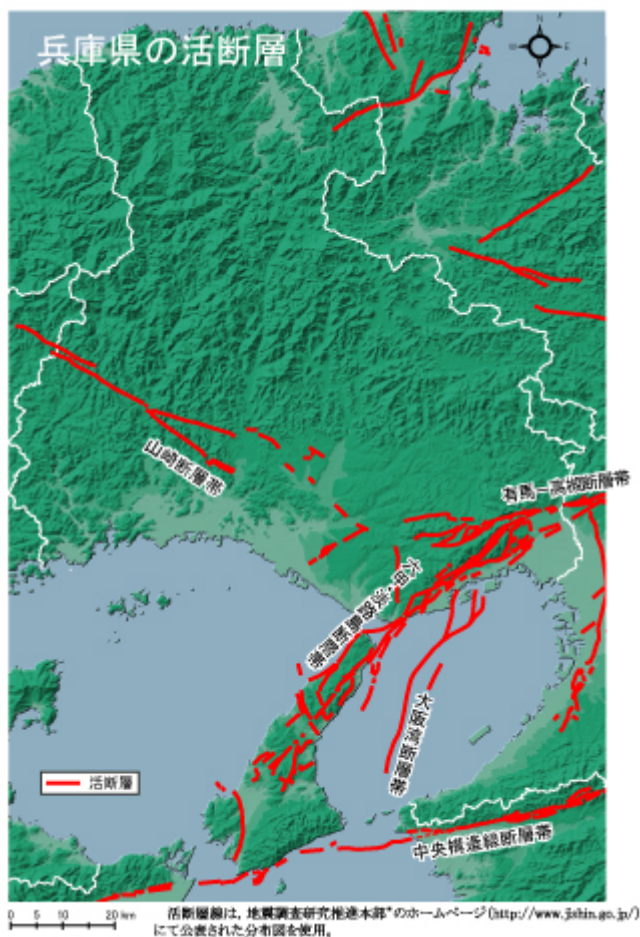
県南西部の播磨地域から岡山県にいたる山崎断層帯が動くと、内陸直下型地震として震源地付近では震度7に達することがあります。震源部が臨海部に近いほど、かなりの被害が予想されます。断層に沿って高速道路が走っていることも注意が必要です。

中央構造線断層帯地震

中央構造線断層帯は、日本で最も長い延長を持つ活断層で活動度も高いものです。淡路島南部を震源とする地震が発生した場合は、淡路島南部を中心に大きな被害が予想されます。論鶴羽山地の南斜面では地すべりや、大規模な山腹の崩壊が心配されます。

日本海沿岸地震

兵庫県の日本海沿岸で地震が発生すると、但馬地域北部を中心に、大きな被害の発生が予想されます。地盤が軟弱な河口部では家屋の倒壊が起こりやすく地すべりの発生しやすい地層も広く分布しています。



より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部知事室広聴室
- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) | 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)

[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [広報広聴](#) > [広聴活動](#) > 参考資料2:兵庫県CGハザードマップの例

広報広聴

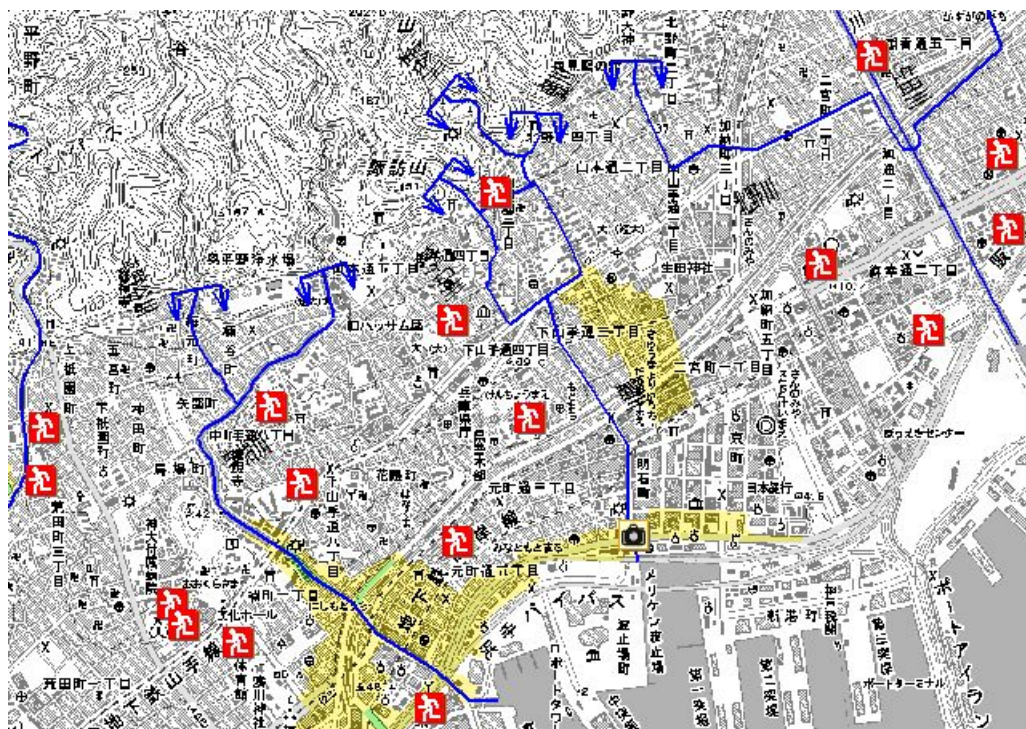
広聴活動

更新日:2009年3月4日

参考資料2:兵庫県CGハザードマップの例

洪水ハザードマップ(浸水想定区域図)

次のマップ(浸水想定区域図)は、河川の堤防が大雨により破堤若しくは溢水等した場合に、どの程度浸水するかシミュレーションを行ったものであり、その浸水の範囲や深さについて、色分けして表示したものです。



県庁周辺のハザードマップ

【人のマーク:避難場所】

・小学校、中学校など

【網掛けの区域:浸水した場合に想定される水深】

・黄色区域は0.5メートル未満

・緑色区域は0.5メートル以上1メートル未満

【青線や矢印:浸水想定実施河川】

青線:浸水想定区域図作成の実施河川

矢印:浸水想定区域図作成の上流端

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか？

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか？

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

■ 部署名:企画県民部知事室広聴室

- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

| [リンク集](#) | [県ホームページについて](#) | 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)

[ホーム](#) > [県政情報・統計](#) > [広報広聴](#) > [広聴活動](#) > 参考資料3:住宅用火災警報器について

広報広聴

広聴活動

更新日:2009年3月4日

参考資料3:住宅用火災警報器について

住宅火災で亡くなった人のうちの6～7割は「逃げ遅れ」が原因で命を落としています。早く火災の発生を知っていれば、助かった方も多かったのではないかと推測されます。

このような背景を踏まえ、住宅火災による死者数の低減を目的とし、平成16年に消防法が改正され、戸建住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器などの設置が義務づけられました。

住宅用火災警報器などは、住宅火災による煙または熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせしてくれる警報器や設備です。住宅用火災警報器などの設置により、万が一火災が発生した場合でも、素早く避難ができるようになります。

新築住宅については、既に平成18年6月1日から住宅用火災警報器などの設置が義務化されています。既存住宅については、各市町村条例により、平成23年6月までの間で設置義務化の期日が決められます。設置および維持の基準は、各市町村条例で定められています。

(政府公報オンラインより抜粋)



天井取り付け式火災警報器



壁取り付け式火災警報器

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

質問:このページの情報は役に立ちましたか?

1:役に立った 2:ふつう 3:役に立たなかった

質問:このページの情報は見つけやすかったですか?

1:見つけやすかった 2:ふつう 3:見つけにくかった

送信

このページの掲載内容に関するお問い合わせ

- 部署名:企画県民部知事室広聴室
- 電話:078-362-3021
- FAX:078-362-4291
- Eメール:kocho@pref.hyogo.lg.jp

[このページのトップへ](#)

[リンク集](#) | [県ホームページについて](#) | 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話078-341-7711(代表) 地図は[こちらへ](#)